

第4 ヨコハマ 3 R 夢 プランの推進

1 ヨコハマ 3 R 夢 プランの概要

(1) 横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ 3 R 夢 プラン）

市民・事業者の皆様と協働して大きくごみを減らしてきた「横浜G30プラン」（以下、「G30」という。）に続くプランとして、平成23年1月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画（ヨコハマ 3 R 夢 プラン）」（以下、「ヨコハマ 3 R 夢 プラン」という。）を策定しました（計画期間：平成22(2010)年度～令和7(2025)年度）。

ヨコハマ 3 R 夢 プランではG30を礎として、「3 R」の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めています。

また、ヨコハマ 3 R 夢 プランの実施のために必要な事業について、「横浜市一般廃棄物処理実施計画」を年度ごとに策定し、告示しています。

「ヨコハマ 3 R 夢 プラン」の3つの目標

- 1 総排出量（ごみと資源の総量）を令和7（2025）年度までに10%以上削減（平成21（2009）年度比）
- 2 ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを令和7（2025）年度までに50%以上削減（平成21（2009）年度比）
- 3 収集・運搬・処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

(2) ヨコハマ 3 R 夢 プラン推進計画（2018～2021）

令和7（2025）年度までを見通した長期的な計画であるヨコハマ 3 R 夢 プランを着実に進めるため、平成30（2018）年度からの4か年に取り組む施策を具体的に示した「ヨコハマ 3 R 夢 プラン推進計画（2018～2021）」（以下、「推進計画」という。）を平成30（2018）年度に策定しました。この推進計画では、施策体系として5つの「つながる」プロジェクト、9つの推進政策を定めており、さらに国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）との関わりも持たせることで、「横浜らしい循環型社会」の実現に向け、一人ひとりに自主的で自分らしい 3 R 行動を実践してもらえよう、取組を進めています。

環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことで、子どもたちが将来に「夢」を持つことのできるまち・横浜の実現を目指します。

【「ヨコハマ 3R夢プラン推進計画（2018～2021）」の目標設定】

1 基本目標

① 総排出量（ごみと資源の総量）の削減

ごみと資源の総量（目標値）	
平成 29(2017)年度比▲3%以上 (平成 21(2009)年度比▲8%以上)	約 117.3 万トン

② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスの削減

ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス（目標値）	
平成 21(2009)年度比▲25%以上	約 21.2 万トン-CO ₂

2 戦略目標

推進計画の基本目標達成に向けて、特に重点的に取り組むものとして、「戦略目標」を設定します。

戦略目標	目標値	備考
① 食品ロス発生量（家庭系）	平成 27(2015)年度比 20%以上削減 平成 27(2015)年度推計値： 約 111,000 トン	・家庭から出される 18 区の燃やすごみの組成調査から推計
② 焼却工場での創エネ・省エネによる電力の効率化（送電電力量）	平成 29(2017)年度比 5%以上増加 平成 29(2017)年度実績： 約 2.2 億 kWh	・発電電力量の増加や未利用エネルギーの活用等による創エネルギー化 ・照明 LED 化などの高効率設備の導入や機器運転方法の見直しなどによる省エネルギー化

3 指標

横浜市唯一の一般廃棄物最終処分場を長く大切に使うため、埋立状況を市民の皆様と共有できる指標を設定します。

項目	指標	備考
最終処分場 残余年数	平成 29 (2017)年度時点 50 年以上残	・南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場について、ごみの減量化及び計画的な焼却灰資源化により延命化を目指す

（一般廃棄物処理計画体系図）



※一般廃棄物実施計画については、資料編「第2 主要な告示」参照

2 令和2年度実績

(1) ごみと資源の総量

令和2年度のごみと資源の総量は、約120.0万トンでした。

ごみと資源の総量（令和2年度）

	ごみと資源の総量（単位：トン）						
		家庭系			事業系		
			ごみ量	資源化量 ^{※1}		ごみ量	資源化量 ^{※2}
令和2年度	1,200,410	864,876	598,830	266,047	335,534	270,434	65,100
29年度比 増減量	▲7,127	13,809	19,892	▲6,083	▲20,936	▲33,389	12,453
	(▲0.6%)	(1.6%)	(3.4%)	(▲2.2%)	(▲5.9%)	(▲11.0%)	(23.7%)
21年度比 増減量	▲75,034	▲67,956	▲12,470	▲55,487	▲7,077	▲47,995	40,917
	(▲5.9%)	(▲7.3%)	(▲2.0%)	(▲17.3%)	(▲2.1%)	(▲15.1%)	(169.2%)
平成29年度 ^{※3}	1,207,537	851,067	578,938	272,129	356,469	303,822	52,647
平成21年度 ^{※4}	1,275,444	932,833	611,299	321,533	342,611	318,429	24,183

※1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。

※2 事業系の資源化量には、市外から持ち込まれたものも含んでいます。

事業系の資源化量は、学校給食および許可を受けた事業者が資源化した量です。

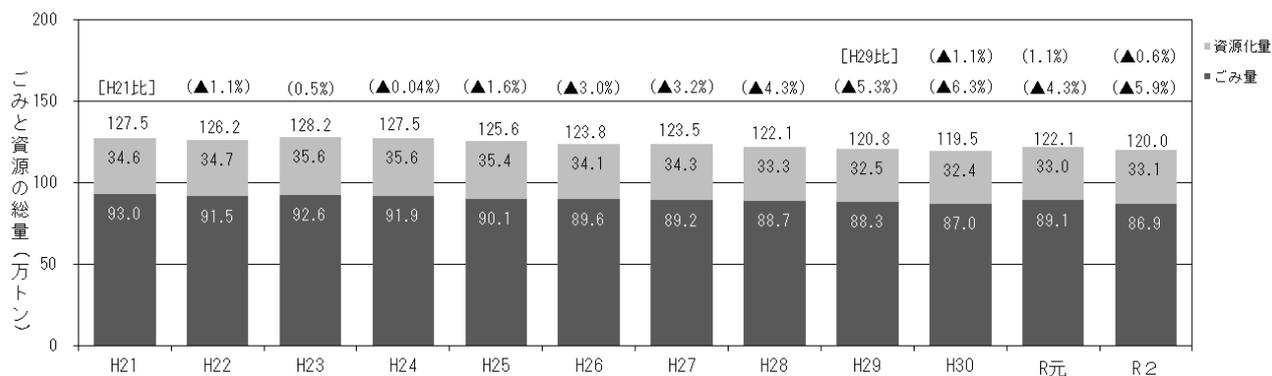
※3 ヨコハマ3R夢プラン推進計画（2018～2021）で目標設定した際の基準年度

※4 ヨコハマ3R夢プランで目標設定した際の基準年度

※（ ）内は、29年度比または21年度比の増減量

※ 表中の数値は端数処理のため、算出した結果が一致しない場合があります。

ごみと資源の総量の推移



※ 図中の数値は端数処理のため、算出した結果が一致しない場合があります。

(2) 市民1人1日あたりのごみと資源の総量

令和2年度の市民1人1日あたりのごみと資源の総量（各区総量）は609グラム/人・日でした。

市民1人1日あたりのごみと資源の総量（令和2年度）（単位：グラム/人・日）

	ごみと資源の総量		
		ごみ量	資源化量※
令和2年度	609	421	189
平成21年度比 増減量	▲68 (▲10.0%)	▲21 (▲4.8%)	▲46 (▲19.6%)
平成21年度	677	442	235

※ 表中の数値は端数処理のため、算出した結果が一致しない場合があります。

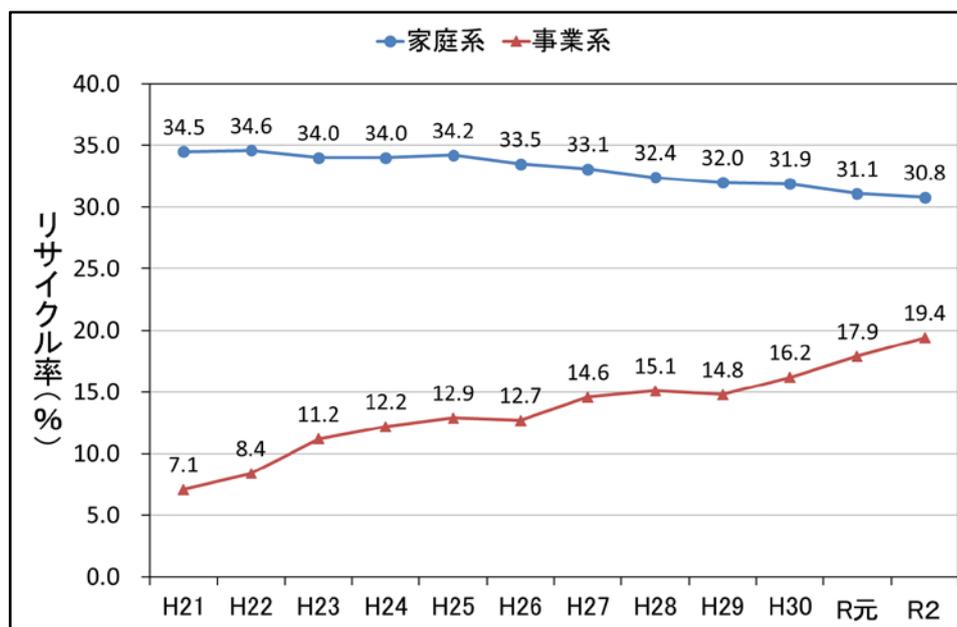
※ 資源集団回収量を含みます。

(3) リサイクル率

家庭系のリサイクル率は、平成21年度から約30～35%の間で推移し、ここ数年は微減傾向です。

事業系のリサイクル率は、平成21年度の約7%から年々上昇し、令和2年度は約19%です。

家庭系・事業系リサイクル率の推移



※1 $\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源化量}}{\text{ごみ量} + \text{資源化量}}$

※2 事業系の資源化量は、せん定枝と生ごみが対象。

(4) ごみ処理に伴い排出される温室効果ガス（令和3年度目標：平成21年度比25%以上削減）

令和2年度の温室効果ガス排出量は、約25.0万トンで、基準年度に比べ11.3%減少しました。

温室効果ガス排出量（令和2年度）（単位：万トン（CO₂換算））

	温室効果ガス排出量
令和2年度	25.0
平成21年度比 増減量	▲3.2 (▲11.3%)
平成21年度 (基準年度)	28.2

- ※ 温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、平成25年度から基準年度（平成21年度）の排出係数を用いて算出し、補正しています。
- ※ 温室効果ガス排出量の算出には、ごみの焼却によるものと事務所・工場等の施設運営、収集車等の車両の走行によるものに、ごみ発電による削減効果を加えています。

(5) 家庭から出される食品ロス発生量（令和3年度目標：平成27年度比20%以上削減）

令和2年度の家庭から出される食品ロス発生量（推計値）は約9万3千トンで、基準年度に比べ16.2%減少しました。

食品ロス発生量（令和2年度）（単位：万トン）

	食品ロス発生量（推計値）
令和2年度	約9.3
平成27年度比 増減量	約▲1.8 (▲16.2%)
平成27年度 (基準年度)	約11.1

(6) 焼却工場での創エネ・省エネによる電力の効率化（送電電力量）（令和3年度目標：平成29年度比5%以上増加）

令和2年度の焼却工場での創エネ・省エネによる送電電力量は約2.2億キロワットアワーで、長寿命化対策工事による焼却炉停止等の影響により、基準年度に比べ1.9%減少しました。

送電電力量（令和2年度）（単位：億 kWh）

	送電電力量
令和2年度	約2.20
平成29年度比 増減量	約▲0.04 (▲1.9%)
平成29年度 (基準年度)	約2.24

- ※ 電力量は端数処理した数値となるため、計算で求めた差と異なる場合があります。

3 市民・事業者への広報啓発活動

(1) ヨコハマ 3R夢 プランのPR

ア イベントや広報媒体の活用

市民・事業者の皆様にごくヨコハマ 3R夢 プランの周知を図り、3R行動を実践してもらうため、「ヨコハマ 3R夢！」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行っています。

PR実績（令和2年度）

イベント	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 (令和元年度実績：各区区民まつり、ハマフェスY160、環境絵日記展等)
広報	各種交通広告（市営地下鉄、市営バス、シーサイドライン等）、地域情報紙、新聞、テレビ、ラジオ、広報よこはま、局ホームページ、ツイッター、フェイスブック 他

イ 「ヨコハマ 3R夢！」広報大使 横浜F・マリノス

横浜F・マリノスには、平成23年度から「ヨコハマ 3R夢！」広報大使として、日産スタジアムでの分別啓発、選手出演の啓発動画やポスターの作成など、様々な広報啓発活動に御協力いただいています。

(2) 子どもたちを対象にした事業

ア 「ヨコハマ 3R夢！」ポスターコンクール

市内の小・中学生を対象に、「分別と 3Rでゴミ減量！きれいなまちに。」をテーマにポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰を行っています。

令和2年度実績 表彰総数 144点（応募総数 1,376点／応募校数 145校）

イ 小学4年生用 3R夢 学習副読本

市内の小学4年生の児童全員（国、県、私立含む。）に、授業でゴミ処理の流れや 3R行動について学ぶ、3R夢 学習副読本「つなごう未来へ ヨコハマ 3R夢！」を配布しています。

ウ 出前教室の実施

職員が保育園・幼稚園、小学校などに出向き、ヨコハマ 3R夢 の学習を行う出前教室を実施しています。

令和2年度実績 87回（保育園・幼稚園 25回／小学校 62回）

(3) 啓発拠点

誰もが楽しみながら 3R や環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置しています。

次のア～カの施設では 3R について学べる体験型のメニューを用意しています。

- ア 3R夢ひろば 鶴見
所在地 鶴見区末広町 1-15-1 (鶴見工場内)
TEL 521-2191 FAX 521-2193
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsurukou-hiroba.html>
- イ 3R夢ひろば あさひ
所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)
TEL 953-4851 FAX 953-4852
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>
- ウ 3R夢ひろば 金沢
所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)
TEL 784-9711 FAX 784-9714
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>
- エ 3R夢ひろば つづき
所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)
TEL 941-7911 FAX 941-7912
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>
- オ 遊んで♪学んで! 都筑 3R夢教室
所在地 都筑区平台 27-2 (都筑事務所内)
TEL 941-7914 FAX 941-8409
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/tsuzuki/info/3rmkyoshitsu.html>
- カ プレパーク・さかえ
所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)
TEL 891-9200 FAX 893-7641
ホームページ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/purepaku.html>

(4) その他

ア 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」

資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。

市ホームページで閲覧できます。

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/ongen/pamphlet/kiremachi.html>

イ 施設見学会

ごみ処理の実態を学び、ごみ減量の必要性等を理解していただき、^{スリーアール}3 R 行動実践のきっかけとなるよう、焼却工場や選別センター等の見学会やイベントに併せた施設見学を実施しています。

また、小学4年生が授業の中でごみについて学習することにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学の受入れを実施しています。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校の社会科見学及びイベントは中止しました。

令和2年度施設見学件数 2件（うち、学校見学 0件）、イベント件数 0件

ウ 環境学習プログラム

廃棄物に関する環境学習について、世代別モデルケース、テーマ別講座内容や申込方法などをわかりやすくまとめ、様々な世代の方々への環境学習の機会の提供に活用しています。

エ インターネットホームページによる情報提供

資源循環局の業務や^{スリーアール}3 Rに関する情報などを、分かりやすく提供しています。

令和2年度「ごみ・リサイクル」関連ページアクセス件数 約1,308万件

ホームページ <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>

オ 横浜市ごみ分別辞典「MIctionary（ミクシヨナリー）」

出したいごみの品名を入力するだけで分別が分かる検索システムを、インターネット上やスマートフォンアプリで提供しています(日本語、英語、中国語)。

令和2年度検索件数 268万3千件

ホームページ <https://cgi.city.yokohama.lg.jp/shigen/bunbetsu/>

カ イーオのごみ分別案内（チャットボット）

AIを使って会話形式でごみの分別を案内するサービスをNTTドコモと共同で開発・運用しています。およそ2万語に対応し、ごみの分別を検索できるほか、粗大ごみの料金案内やインターネット受付への誘導などにも対応しています。

令和2年度質問数 98万4千件

キ スマートフォンアプリによる情報提供

分別検索機能や収集曜日をカレンダー設定できる機能など、利便性の高い「横浜市ごみ分別アプリ」と、楽しみながらごみの分別を学べる「横浜市ごみ分別ゲーム」の2種類のスマートフォンアプリを提供しています。

令和2年度ダウンロード数 約4万件

（「横浜市ごみ分別アプリ」 約3万9千件 「横浜市ごみ分別ゲーム」 約1千件）

ク SNS（ツイッター、フェイスブック）による情報提供

資源循環局からのお知らせ、イベント情報、プラスチック対策に関する取組やその他環境に関する情報を広く発信しています。

SNS	アカウント名	発信内容	令和2年度 投稿数
ツイッター	横浜環境情報 @yokohama_kankyo ※温暖化対策統括本部及び環境創造局 と共同運用	資源・環境に関する豆知識やイベント情報	38件
	よこはまプラ対策 @yokohama_pla	プラスチック対策に関する情報	80件
フェイス ブック	ヨコハマ 3R夢！（資源循環局）	3R夢プランをはじめとした環境に関する取組	97件
	ヨコハマ 省プラスタイル	プラスチック対策につながる企業の取組情報	27件

ケ 横浜DeNAベイスターズとの取組

本市の環境部局（温暖化対策統括本部・環境創造局・資源循環局）が合同で、6月の環境月間を中心に、「横浜DeNAベイスターズ」の協力のもと、啓発ポスターの作成など、本市環境施策に係る広報啓発の取組を行っています。

4 プラスチック対策の推進

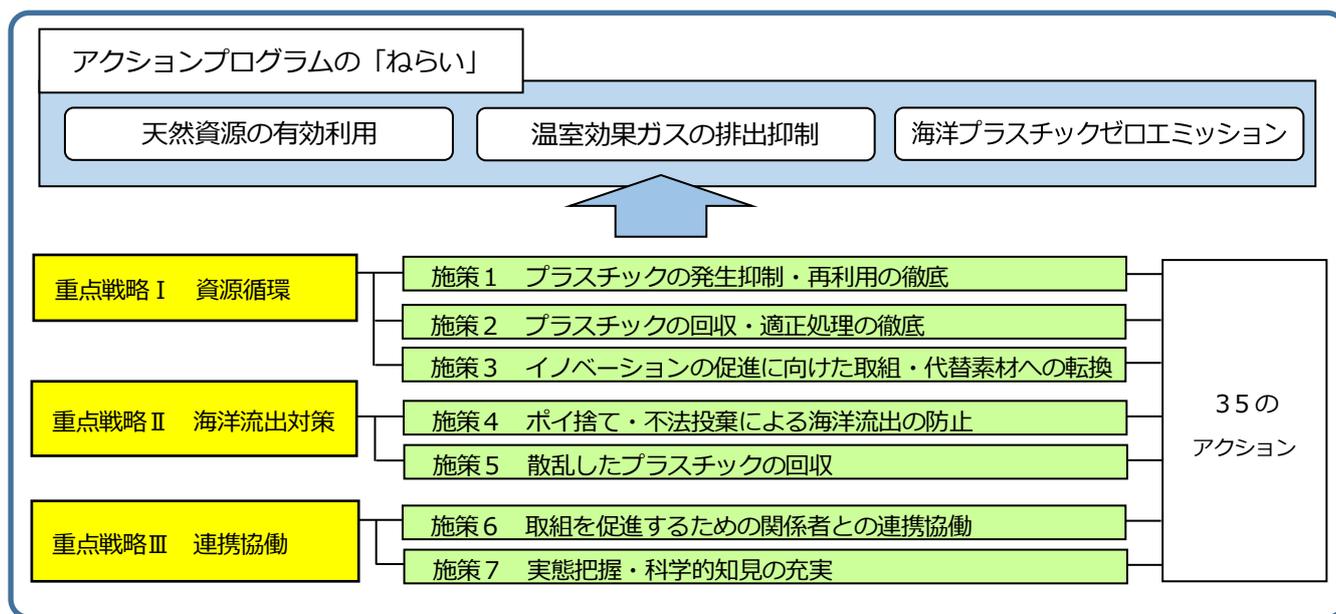
(1) プラスチック資源循環の推進

プラスチックによる海洋汚染が地球規模での課題となっており、生態系への影響も懸念されていることから、世界ではプラスチック問題の解決に向けた動きが広まっています。日本でも、令和元年5月の「プラスチック資源循環戦略」の策定をはじめとして、令和2年7月からの小売店舗におけるレジ袋有料化の義務化、さらに、令和3年6月の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の公布など、国を挙げた取組が進んでいます。

プラスチック対策に向けた取組を進めていくうえでは、基礎自治体の役割も欠かせないことから、市民・事業者の皆様とともに、オール横浜で取り組むことが重要です。

そこで、プラスチック問題の解決に向けて、横浜市が取り組む具体的な行動を示した「よこはまプラスチック資源循環アクションプログラム」を策定し、「資源循環」「海洋流出対策」「連携協働」の3つを重点戦略に掲げ、市内で連携して、35のアクションを推進しています。

よこはまプラスチック資源循環アクションプログラムの体系図



(2) 「プラごみ削減キャンペーン」の取組

ワンウェイプラスチック削減を広く市民に啓発するため、「環境月間」である6月に、事業者と連携した「プラごみ削減キャンペーン」を行っています。

ア 小売店との取組

市内で多くの店舗を展開しているイオン株式会社、株式会社イトーヨーカ堂及び株式会社セブン-イレブン・ジャパンと連携して、ワンウェイプラスチック削減に向けたキャンペーンを実施しました。

市内のイオン・イオンスタイル及びイトーヨーカドーではポスターを掲示し、セブン-イレブンではレジ横サイネージに広告を掲出することで、プラスチック問題の現状や市民の皆様に取り組んでいただきたいことをお伝えしました。

イ 駅デジタルサイネージへの掲出

横浜駅みなみ通路のデジタルサイネージに広告掲出を行いました。

(3) 事業者と連携した取組

令和2年10月から、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、公益財団法人日本財団と連携し、店頭で回収したペットボトルをリサイクルして新たなペットボトルに再生する「ペットボトルリサイクル事業」を実施しています。

市内のセブン-イレブンの一部店舗に「ペットボトル回収機」を設置しています。店舗詳細は横浜市ホームページから御確認ください（令和3年1月末までに120店舗への設置完了）。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/pla-
taisaku/kigyuu/petbottle_recycle.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/pla-
taisaku/kigyuu/petbottle_recycle.html)

(4) その他の取組

ア ごみ集積場所の改善

地域の方々と協力し、ごみが河川に落ちないようにフェンスと地面の隙間をネットで埋めるなど、海洋流出対策を講じています。

イ 清掃活動の実施

プラスチック対策にもつながる清掃活動を、繁華街などの美化推進重点地区や、市内主要駅周辺などで実施しています。

ウ 収集車による取組

収集車のアナウンスで、プラスチック分別の協力を呼びかける広報を行っています。

エ SNSを活用した情報発信

ツイッター「よこはまプラ対策」・フェイスブック「ヨコハマ 省プラスタイル」それぞれのアカウントから、プラスチックごみの現状や、プラスチックごみの削減につながる企業の取組情報を発信しています。

5 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 食品ロス・生ごみ削減の推進

食品ロスの削減は、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の目標に位置づけられた重要課題です。国内における食品ロスは年間600万トン（平成30年度推計）発生しており、本市においては、家庭から出される燃やすごみに年間約93,000トン（令和2年度推計）もの食品ロスが含まれています。

また、食料を廃棄することで、生産、流通、販売等の過程で消費した資源が無駄になることに加え、それぞれの過程で発生する温室効果ガスは地球温暖化の原因になります。資源の有効活用、環境負荷の低減を進めるためにも、削減に向けて取り組む必要があります。

そのような中、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体は、国、事業者、消費者等の多様な主体との連携により、食品ロスの削減を推進することが求められています。本市においては、事業者や国際機関と連携して取組を推進するとともに、環境・食育など、様々な視点から広報啓発を行い、「もったいない」、「食への感謝」という意識、行動の変化につなげていきます。

(2) 食品ロス・生ごみ削減に向けた取組

ア 広報啓発の推進、イベント等の開催

10月の「食品ロス削減月間」には、市内のプロスポーツチームと連携したポスター掲出など、広報啓発を集中的に行っています。また、動画「まるごと旬野菜～使い切りレシピ～」等による啓発、食材を無駄にしない調理や保存の工夫を提案する「家庭で役立つ実践講座」の開催など、様々な視点で広報啓発を行い、市民の皆様に具体的に行動していただけるよう取り組んでいます。

イ 国際機関、事業者、団体等との連携

国際機関（国連食糧農業機関（FAO））等と連携した「食」について考えるイベント、行動デザインを活用した飲食店における食べ残し等の食品ロス削減につながる取組及びフードシェアリングサービス等の取組に関する広報啓発など、様々な主体と連携した取組を行っています。

ウ フードバンク・フードドライブ活動の推進

フードバンク団体や社会福祉協議会と連携し、区役所等の公共施設や小売店舗といった身近な場所に食品を持ち寄っていただける環境づくりを進めています。また、活動の認知度を向上させるため、動画やSNS等を通じて広報啓発を行っています。

エ 土壌混合法の普及啓発

土壌混合法は、プランター等を使用して、家庭から出る生ごみと土を混ぜ合わせ、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養豊富な堆肥に変える方法です。堆肥化した土は花や野菜を植える土として使うことができます。

土壌混合法を実施する地域の団体などに大型の生ごみ処理器を貸し出すほか、土壌混合法によってできた堆肥を活用して花壇や菜園を運営する団体などに堆肥の活用に必要な物品の支給をするなど、コミュニティの発信力を活用して土壌混合法の普及拡大や街の美化につなげています。

また、生ごみの減量に向けた取組の一つとして、土壌混合法の講習会等を行っています（令和2年度実績：各区講習会実施回数 計336回）。

オ 生ごみの資源としての有効利用

資源の有効利用を更に促進するため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集などを引き続き進め、関係局と協議・連携を図りながら検討していきます。

カ 「食べきり協力店」事業の推進

焼却される事業系ごみの3割以上を占める食品廃棄物の減量化が課題です。

そこで、飲食店等の協力をいただきながら、効果的に食べ残しを減らす取組を実践していただける店舗を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

令和3年度は、さらなる事業の認知度向上を図り、登録店舗数の拡大や利用者の増加につなげるなど、外食時における食品ロスの削減を進めます。

食べきり協力店取組項目（以下の5項目のうち1つ以上を実践していただいています。）

- ・小盛りメニュー等の導入
- ・持ち帰り希望者への対応
- ・食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ・ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
- ・上記以外の食べ残しを減らすための工夫

食べきり協力店登録状況

年度	平成28年度以前	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計
飲食店	736	58	28	80	39	941
宿泊施設	7	0	0	0	0	7
計	743	58	28	80	39	948

キ 事業系食品リサイクルの推進

食品廃棄物の発生抑制や再生利用等について、優れた取組を行っている事業所を、「横浜市食の^{スリーアール}3Rきら星活動賞」として表彰し、取組内容をホームページで紹介しています。

(3) 環境事業推進委員

環境事業推進委員は、市長の委嘱を受けて（任期2年、令和3～4年度：約4,000名）自治会町内会などの地域や行政と緊密に連携し、ごみの減量による脱温暖化に向けた^{スリーアール}3R行動を中心に次のような取組を行っています。

- ・ごみ集積場所における分別排出の実践・啓発活動
- ・^{スリーアール}3R活動を中心とした環境行動の実践・啓発活動
- ・地域清掃活動の推進
- ・清潔できれいな街づくりの推進
- ・地域への情報提供
- ・住民からの相談と行政機関への連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(4) 横浜環境行動賞「ヨコハマ^{スリーアール}3R夢」推進者表彰

様々な地域活動の中で、「ヨコハマ^{スリーアール}3R夢」の推進に功労のあった個人・団体・事業者の表彰を行っています。

表彰者数（令和2年度）

区 分	個 人	団 体	合 計
ヨコハマスリム3R夢行動推進者	3	2	5
清潔できれいな街づくり推進者	12	18	30
環境事業推進委員永年在職者	166	—	166
合 計	181	20	201

※ 令和2年度表彰式は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

(5) 優良集積場所の表彰

ごみの分別や清掃等に積極的に取り組んでいる集積場所を、地域の方の推薦で「優良集積場所」として選定し、表彰等を行っています。

6 徹底的なごみの分別とリサイクルの推進

(1) 家庭系ごみ

ア 分別事業の実績

横浜市では、家庭ごみの減量・リサイクルを推進するため、10 分別 15 品目の分別を実施しています。

分別収集品目の資源化量（令和2年度実績）

（単位：トン）

缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えないごみ
9,728	20,538	14,077	4,907	5,276	51,129	620	1,254	467	77	319	7,209	8	85	1,327

資源化物の売払金額（令和2年度実績）

（単位：千円）

缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えないごみ
810,691	2,395	204,973	—	17,461	15,700	17,369	1,137	2,135	—	—	36,986	4,691	5,584	—

※ プラスチック製容器包装は指定法人からの再商品化合理化拠出金

※ ペットボトルは指定法人からの再商品化合理化拠出金と有償入札拠出金の合計

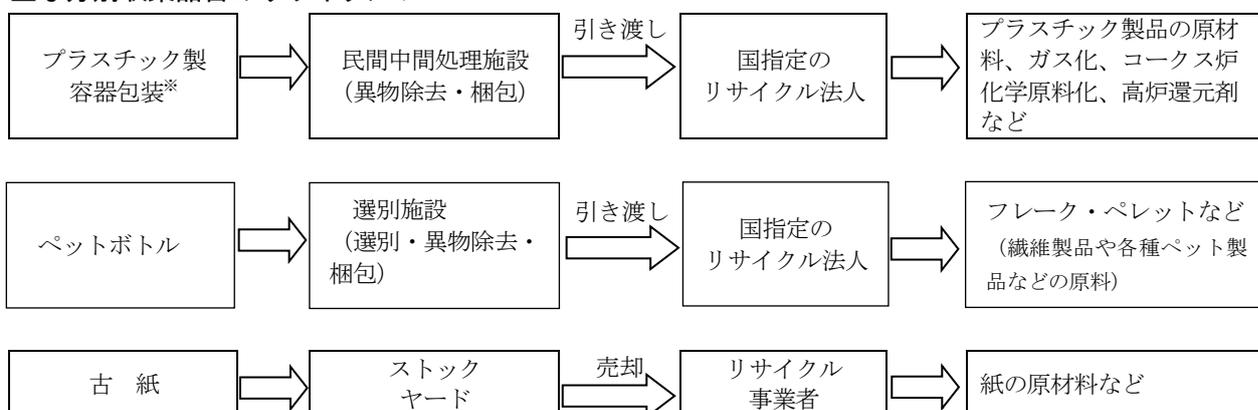
資源化物の中間処理及び資源化委託経費（令和2年度実績）

（単位：千円）

缶	びん	ペットボトル	ガラス残さ	小さな金属類	プラスチック製容器包装	スプレー缶	古紙	古布	蛍光灯・電球	乾電池	粗大金属	羽毛布団	小型家電	燃えないごみ
	1,972,113		79,894	—	1,449,088	98,950	—	—	25,776	7,895	54,010	—	—	51,819

※ 収集運搬経費は含まない。

主な分別収集品目のリサイクルフロー



※ プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

イ 缶・びん・ペットボトルのリサイクル

家庭から排出された缶・びん・ペットボトルを資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成5年3月から市内の30%の世帯を対象にスタートし、平成6年10月からは45%の世帯に拡大、平成7年10月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成11年2月から緑区、青葉区、都筑区で実施し、平成12年2月には、港南区、戸塚区、栄区、泉区の4区へ拡大、平成13年2月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成14年3月からは市内全域で実施しています。

収集した缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外の色のもの（特定事業者負担分）とペットボトルについては、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき国指定のリサイクル法人に引き渡し再商品化しています。

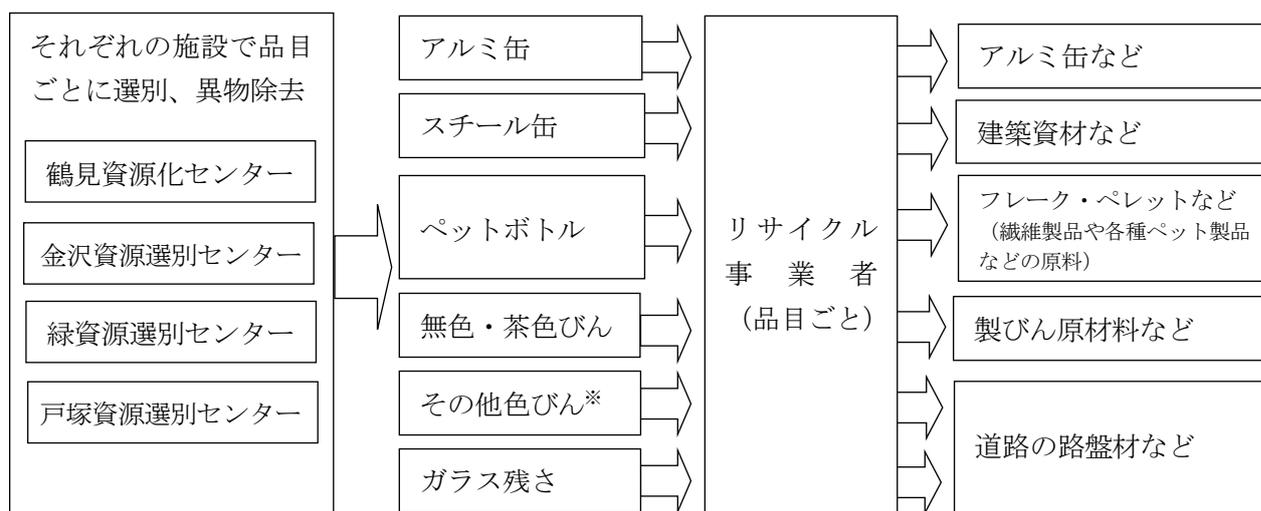
資源化実績（缶・びん・ペットボトル）

（単位：トン）

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
処 理 内 訳	アルミ缶	4,619	4,601	4,657	4,863	5,647
	スチール缶	4,143	4,036	3,891	3,807	4,081
	びん	21,811	21,323	20,376	19,534	20,538
	ペットボトル	11,541	11,772	12,858	13,094	14,077
	ガラス残さ	4,727	4,317	4,213	4,354	4,907
	合計	46,841	46,049	45,995	45,652	49,250

※ 端数処理のため、品目ごとの和と最下段の計が一致しない場合があります。

缶・びん・ペットボトルリサイクルフロー



※ その他色のガラスびんの市町村負担分は横浜市が再商品化委託しています。

ウ 古紙及び古布のリサイクル

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から開始し、事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。市内の家庭から排出される古紙については平成 26 年 4 月から、古布については平成 26 年 11 月から、原則として資源集団回収により回収されています。

なお、拠点回収及び「ふれあい収集」など戸別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。収集した古紙及び古布は、行政が再資源化事業者に引き渡します。引き渡した古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装のリサイクル

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再生利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から開始し、事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しています。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、「容器包装リサイクル法」に基づき、国指定のリサイクル法人に引き渡し資源化しています。

なお、プラスチック製容器包装の市町村負担分は、横浜市が再商品化委託しています。

オ 燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、小さな金属類、粗大ごみのリサイクル

家庭から排出されたスプレー缶、小さな金属類、粗大ごみのうちの金属類と羽毛布団はそれぞれ再生資源として売却し、燃えないごみ及び乾電池は再資源化事業者に委託し、ごみの減量化を図っています。

カ 小型家電のリサイクル

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成 25 年 10 月から実施しており、平成 28 年 5 月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）施行令」に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口（30cm×15cm）に入る長さ 30cm 未満の使用済小型家電で、各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市内の大型スーパーやホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18 区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内 76 か所です（令和 3 年 3 月時点）。

回収した小型家電は、小型家電リサイクル認定事業者に売却し、解体・破碎・選別処理を行い、基盤等からの有用金属の再資源化を行っています。

また、携帯電話については、横浜市を拠点とするスポーツチーム及び小型家電リサイクル認定事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社と連携し、使用済み携帯電話のリサイクル事業を実施しています。連携したスポーツチームの試合会場で回収ボックスを設置し、回収した携帯電話は、市内の障害者就労施設で分解等の処理を行うことで、障害のある方の就労支援にもつなげています。

キ 資源集団回収促進事業

ごみの減量とリサイクル意識の醸成及び地域コミュニティの形成を目的として、紙類、布類、金属類、びん類の回収を、自治会町内会、子ども会、老人会、PTA等市内約4,100団体が実施しています。

横浜市では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、登録団体に対して1kg当たり3円を、登録業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しています。今後も引き続き奨励金を交付するなど、回収のより一層の促進を図ります。

実施団体数と回収量の推移

年 度		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
回収団体（団体）		4,258	4,264	4,300	4,254	4,127
回収量（トン）		171,363	165,225	157,458	152,637	149,022
品 目 別 回 収 量	紙類	160,487	154,282	146,619	141,379	138,428
	布類	9,219	9,271	9,189	9,604	9,394
	金属類	1,591	1,609	1,592	1,604	1,185
	びん類	67	63	57	50	15

※ 端数処理により、内訳の合計と回収量が一致しない場合があります。

ク 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点を設置しており、市民の皆様が持ち込む資源物を回収しています。

また、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど89か所（令和3年3月時点）に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

ケ センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所（緑区のみ長坂谷ヤード）において、資源物の受入れをしています。資源物の回収のほか、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「ヨコハマ3R夢！」等をPRしています。

コ 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別に御協力いただいている多くの市民の皆様が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分別していただけるよう、繰り返し指導などを行っても分別しない人に対して罰則（過料2,000円）を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

制度適用状況（令和2年度）

調査した集積場所数（延べ）	指導	勧告	命令	過料
0か所 ^{※1}	25件	0件	0件	0件 ^{※2}

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、開封調査は未実施。

※2 制度施行以降の累計件数：2件（平成21年度）

サ 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

平成25年4月1日から「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正が施行され、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条例に違反した場合、20万円以下の罰金を科されることがあります。

それに伴い、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。

シ 水銀含有製品の回収に向けた取組

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の一部施行に伴い、家庭にある不要な水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計について、区役所・収集事務所で拠点回収を行っています。

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の会議等に出向くなど、様々な機会を捉えて、ごみ減量・リサイクルの実践について働きかけを行っています。

事業者への働きかけ（令和2年度実績）：6回 499名

イ 立入調査

事業用大規模建築物の所有者は、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき年1回、減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。さらに、中小事業所への電話や訪問による現況確認を行っています。

事業用大規模建築物等立入調査及び中小事業所調査等実績

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
大規模建築物数	2,825	2,782	2,799	2,789	2,797
立入調査件数	878	817	842	815	516
中小事業所調査等件数	3,049	2,708	1,875	1,673	1,269

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を常実施し、古紙等の資源物や廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに資源化ルートへの誘導等を行います。

また、問題の見受けられた収集運搬業者や排出事業者等へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

搬入物検査実績

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
検査台数	187,692	193,732	192,719	188,542	178,761
指導台数	577	342	319	375	325
持ち帰り台数	71	19	28	7	14

エ 分別ルールを守らない事業者に対する罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則（過料 2,000 円）を科す制度を平成 20 年 5 月 1 日から実施しています。

制度適用状況（令和 2 年度）

調査した事業者数（延べ）	指導	勧告	公表	命令	受入拒否	過料
1,785 か所	516 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

オ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も一排出事業者として全職員にごみの発生抑制や分別を働きかけ、施設から排出されるごみの減量・適正処理に取り組んでいます。

(ア) ルート回収

市施設等の廃棄物処理をとりまとめ、分別・排出のルールを共通化するなどにより、ごみの適正処理を推進しています。

市役所ごみゼロルート回収 排出量・参加施設数の推移

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
排出量（トン）	8,769	9,055	8,963	9,082	7,949
参加施設数	1,295	1,290	1,290	1,284	1,268

(イ) 各職場における^{スリーアール}3 R 行動の推進

各部署において分別排出の状況を把握し取組目標を設定して実行する「オフィス^{スリーアール}3 R 夢プラン」を策定し、四半期ごとの状況チェック、研修会、区局訪問等を通じて、各部署における^{スリーアール}3 R 行動の推進を目指しています。

カ ^{スリーアール}3 R 活動優良事業所等の認定

事業系廃棄物の分別排出や、^{スリーアール}3 R 活動に顕著な功績のあった事業所を「^{スリーアール}3 R 活動優良事業所」として、また、^{スリーアール}3 R 活動、とりわけ事業系廃棄物の適正処理や分別排出に貢献した一般廃棄物収集運搬業者を「^{スリーアール}一般廃棄物収集運搬業優良事業者」として認定し、その取組を広く紹介することにより、事業系廃棄物の分別排出や^{スリーアール}3 R 活動を推進しています。

認定実績

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
^{スリーアール} 3 R 活動優良事業所数	45	40	47	46	48
一般廃棄物収集運搬業優良事業者数	15	20	18	※	10

※ 令和元年度の一般廃棄物収集運搬業優良事業者の認定については、認定基準日等を改正したため、実施していません。

7 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

横浜市では、鶴見工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の4工場で、減量化、資源化してもなお残る可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、高性能な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、保土ヶ谷工場については、平成22年度から一時休止しており、工場の既存施設を利用した中継輸送施設を整備し、効率的な収集体制を確保しています。

工場別焼却量 (単位：トン)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
鶴 見 工 場	270,559	273,247	254,108	275,435	226,763
保土ヶ谷工場	—	—	—	—	—
旭 工 場	135,071	128,039	121,137	121,416	131,816
金 沢 工 場	293,334	296,716	280,352	286,865	265,447
都 筑 工 場	183,172	179,704	211,655	202,928	242,311
合 計	882,136	877,706	867,252	886,643	866,337

※ 保土ヶ谷工場は、平成22年3月に停止。

※ 端数処理により、内訳の合計と発生量が一致しない場合があります。

焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位：ng-TEQ/m³N)

工場名	号炉	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
鶴 見	1	0.0011	0.00086	0.00091	0.0046	0.0010
	2	0.0022	0.0030	0.00093	0.0031	0.0026
	3	0.0022	0.00091	0.0000017	0.00044	整備中
保土ヶ谷	1	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止	通年稼働停止
	2					
	3					
旭	1	0.000040	0.000045	0.0086	0.00000078	0.000063
	2	0.00034	0.000083	0.00085	0.0013	0.000056
	3	0.0011	0.00000026	0.000089	0.000059	0.000052
金 沢	1	0.000072	0.00000021	0.00012	0.00000024	0.00012
	2	0.0012	0.00057	0.000078	0.000020	0.00051
	3	0.0040	0.000034	0.0011	0.000000063	0.00033
都 筑	1	0.025	整備中	0.000058	0.0076	0.045
	2	0.018	0.013	0.0085	0.037	0.000040
	3	整備中	0.00095	0.000066	0.0017	0.011

※ 排出基準 1ng-TEQ/m³ N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³ N)

(2) 焼却工場で発生するエネルギーの利活用

現在横浜市内で稼働中の4つの焼却工場（鶴見工場、旭工場、金沢工場、都筑工場）では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効利用して、蒸気タービン発電機による発電を行っています。発電された電力は、石炭などの化石燃料を使わずにつくられることから、社会全体の脱炭素化につながる環境にやさしいエネルギーとして注目されています。4工場で作られる電力は、1年間で約3.4億キロワットアワーであり、戸塚区の全世帯にあたる約12万世帯の年間消費電力量に相当します。この電力は、工場内で利用するほか、余熱利用施設及び近隣の下水道処理施設に供給し、令和2年度からは新たに市庁舎へも供給しています。さらに余剰電力として電気事業者に売却し、令和2年度（令和2年3月～令和3年2月分）の売却収入は、約29億円となりました。

また、熱エネルギーを蒸気として工場内の機器、冷暖房に利用するほか、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）に供給するなど、有効に活用しています。

発電実績（令和2年度）

（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所 内 消 費 量	余熱利用施設等	売 電 電 力 量
鶴見工場	87,631,170	31,201,835	2,413,705	54,015,630
旭工場	50,287,130	17,887,744	299,150	32,100,236
金沢工場	115,749,250	40,608,280	1,142,310	73,998,660
都筑工場	83,820,290	21,864,092	1,842,990	60,113,208
計	337,487,840	111,561,951	5,698,155	220,227,734

※ 鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量分を含みます。

(3) 焼却工場の維持管理

焼却工場では、排出されるガスなどを適正に処理し、安全で適切な管理を行っています。また、定期的に焼却炉やボイラー、排ガス処理施設等の補修を行い、安定した稼働に努めています。

焼却工場の維持管理費（令和2年度実績）

（単位：千円）

	工場運営費	工場補修費	排ガス処理設備等 整備事業
鶴見工場	519,268	345,911	112,622
旭工場	332,619	420,006	—
金沢工場	543,253	650,260	—
都筑工場	560,831	525,764	66,165

(4) 焼却灰の有効利用

ごみの焼却処理により生じる焼却灰を資源化することは、最終処分場の延命化につながることから継続的に実施していく事が大切です。資源化の手法には、熔融処理や焼成処理、セメント原料化等があり、令和2年度は民間による焼成処理を実施しました。

焼却灰資源化量（令和2年度）（単位：トン）

資源化手法	民間による 焼成処理
資源化量	830

(5) 埋立処分

横浜市では南本牧ふ頭にある最終処分場で、一般廃棄物と産業廃棄物の埋立処分を行っています。平成29年10月には南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を開設し、ごみの減量化に取り組むとともに焼却灰の資源化を計画的に行うことで、50年程度の運用を目指しています。最終処分場（埋立てが終了した場所も含む。）では、排水処理施設により、発生する浸出水の処理を行うとともに、水質、土壌等の環境調査を定期的の実施するなど、周辺環境に影響を与えないよう環境保全に努めています。

廃棄物埋立量（単位：トン）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般廃棄物	122,374	130,046	127,453	127,759	126,965
産業廃棄物	13,716	10,284	9,830	9,510	10,219
合 計	136,090	140,330	137,283	137,269	137,184

(6) 将来を見据えた焼却工場の再整備

焼却工場の老朽化が進む中、将来にわたり安定的にごみを処理するため、計画的な工場の整備と効率的、効果的な処理体制の構築が必要となります。

稼働25年を目途に設備の機能回復を図る長寿命化対策工事を順次実施し、10年程度延命化を図っています。現在、鶴見工場の長寿命化対策工事を平成30年度から5か年で進めています。

また、平成29年度末で長寿命化対策工事を完了した都筑工場が、令和10年度頃に寿命を迎えることから、休止している保土ヶ谷工場の建替えによる再整備を進めます。令和3年度は、工場再整備の基本条件等を取りまとめた工場整備計画の策定等を行います。

また、保土ヶ谷工場の敷地内に新たな中継輸送施設を建設するため、施設の基本設計等を行います。

(7) 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化、適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

(8) 排出禁止物・適正処理困難物

横浜市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例：タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)。

また、「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、エアコン、テレビ(プラズマ・液晶・ブラウン管式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になります。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました(ただし、28年5月から小型家電リサイクルとしての回収を始めました。)

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を進めていきます。

(9) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業^{*}及び処分業の許可を行っています。

また、許可を受けた事業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

ア 一般廃棄物処理業者数の推移

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
収集運搬業	121	126	129	131	130
処分業	12	12	14	14	14

※ 平成30年度から、一部を除き新たな許可は行っていません。

イ 一般廃棄物収集運搬業の新規許可

一般廃棄物収集運搬業(ごみ(横浜市が収集するものを除く。))については、現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、新たな許可は行っていません。ただし、取扱廃棄物の種類が、動物及びその汚物、木くず若しくは生ごみに限定され、本市処理施設に搬入することがない場合又は取扱廃棄物が車道清掃に伴い収集するごみに限定されている場合にあつては、引き続き許可を行っています。

また、一般廃棄物収集運搬業(浄化槽汚泥等のし尿を含む汚泥及びディスポーザ排水処理システム汚泥)については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行っていません。

ウ 一般廃棄物収集運搬業許可業者の収集運搬車両表示

事業系一般廃棄物許可制度の開始以来、一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集・運搬に使用する車両について、許可車両の車体色と表示内容を指定してきましたが、資源循環産業のイメージアップを図るため、平成31年4月から、運搬車両の車体色の基準の緩和を行いました。

(10) 放射線対策

東日本大震災による原子力発電所事故を受けて、ごみの処理・処分を行っている施設における放射性セシウムの濃度や空間線量の測定、放射性セシウムの溶出防止対策等を行っています。

ア 最終処分場での測定結果

南本牧廃棄物最終処分場（第2ブロック）については平成23年6月から令和2年3月まで、また南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場については平成30年4月から現在まで、排水処理施設の流入水及び放流水、最終処分場周辺海水の放射性セシウム（Cs-134及びCs-137）の測定を行っていますが、全て不検出（検出下限値未満）です。

また、敷地境界で空間線量測定を行っていますが、市内で継続的にモニタリングしている地点での測定値と同レベルです。

イ 放射性セシウム溶出防止対策

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場排水処理施設において、ゼオライト吸着塔を設置していますが、通常時は使用せず、処分場内水中のセシウム濃度が上昇した場合に稼働させます。

※ ごみ焼却工場で発生した焼却灰（主灰、飛灰）の放射性セシウム濃度は、継続して国が示した埋立基準である8,000Bq/kgを大幅に下回っていることから、飛灰へのゼオライトの噴きつけ及びベントナイトの添加について、平成30年3月をもって終了しました。また、焼却工場の敷地境界等における空間線量とあわせ、焼却灰（主灰、飛灰）の放射性セシウム濃度測定についても、平成31年3月をもって終了しました。

8 清潔できれいな街づくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱や不法投棄の防止、放置自動車対策を行っています。また、海のプラスチックごみを減らすためにも、ポイ捨て防止の広報や、クリーンアップ活動への支援などを進めています。

(1) クリーントウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、街の美化やポイ捨て・歩きたばこ防止の取組を推進しています。

ア まちの美化の推進

空き缶や吸い殻等のポイ捨てを禁止し、街の美化を推進するため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区に指定し、横浜駅や桜木町駅周辺など都心部の歩道等の清掃や、地域住民や事業者等によるクリーンアップ活動の支援を行っています。

イ 喫煙禁止地区・歩きたばこ防止の取組

吸い殻のポイ捨て防止や、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民や来街者の皆様の安全を守るため、特に人通りの多い横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区の8地区を喫煙禁止地区に指定し、地区内では職員が巡回し、違反者への注意指導を行っています。（違反者は罰則（過料2,000円）の対象となります。）

喫煙禁止地区以外の駅周辺では、各区美化推進重点地区を中心に、歩きたばこ防止パトロールを実施し、歩きたばこやポイ捨ての防止について周知・指導を強化しています。

美化推進重点地区（令和2年度）

重点地区数	<27地区>※ 都心部：6地区（横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、山下・元町地区、伊勢佐木・野毛地区、新横浜地区） その他各区主要駅周辺：21地区
面積	都心部：445ha その他各区主要駅周辺：511.9ha

※令和3年4月1日に大船駅周辺地区を追加指定し、28地区となりました。

喫煙禁止地区における取組状況（令和2年度）

喫煙禁止地区数	<8地区> 横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区
合計面積	約45.7ha
美化推進員（喫煙禁止地区等指導員）数	21人
喫煙を中止させた件数	1,632件

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの早期撤去を行うほか、不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールの実施や警報装置の活用など、防止対策を図っています。

不法投棄防止実績

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
夜間監視パトロールの実施	延 60 日	延 60 日	延 40 日	延 28 日	延 18 日
警報装置	55 台	55 台	51 台	51 台	50 台
防止立て看板の作成	10 本 (木製脚有) 25 枚 (木製脚無) 760 枚 (プラスチック製)	795 枚 (プラスチック製)	45 本 (木製脚有) 25 枚 (木製脚無) 838 枚 (プラスチック製)	10 本 (木製脚有) 15 枚 (木製脚無) 1,243 枚 (プラスチック製)	1 本 (木製脚有) 5 枚 (木製脚無) 565 枚 (プラスチック製)
不法投棄回収量	約 1,326 t	約 1,377 t	約 1,326 t	約 1,324 t	約 1,257 t

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
発見・通報	85	92	119	105	86
委員会諮問	35	26	32	24	36
委員会報告	2	1	1	0	0
横浜市撤去	29	24	25	19	22
自主撤去	66	59	88	66	67

※ 撤去数については、発見・通報年度に関わらず、当該年度に撤去されたものを計上しています。

(4) 焼却工場の受入れ拡大

平成 31 年 1 月から金沢工場で 24 時間受付を実施しています。事業系ごみの計画的で効率的な収集作業や夜間営業飲食店等から出されたごみを迅速に収集し、ごみのない美しい街の実現を推進します。